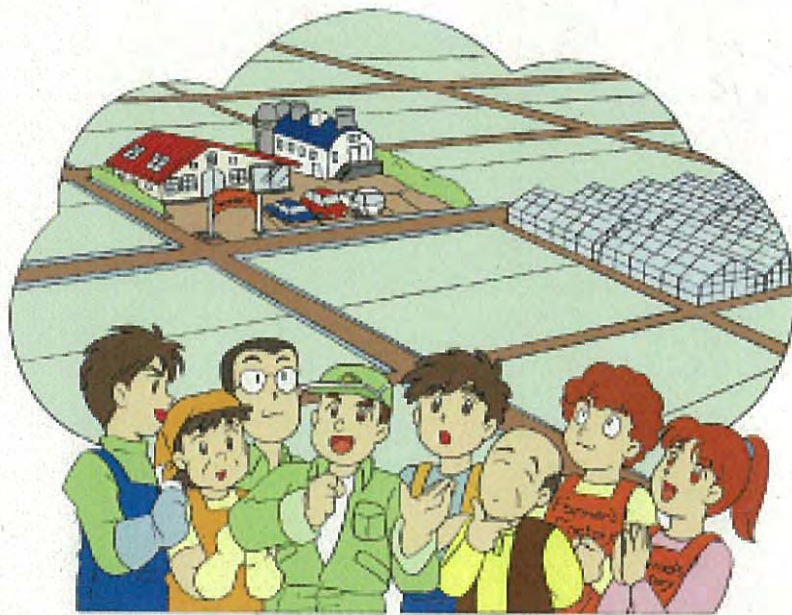


平成29年度第3回 評価委員会参考資料



平成30年 3月22日(木)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業評価委員会制度について

平成30年 3月22日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H29,12,7 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (H26,4,15)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公社)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社)東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、宮城県(農振)指令第211号(H28, 11, 2)により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H27年度分は、H28, 6, 30付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1) 平成26年度 (初年度)

- ①年 内 (12月18日) . . . 任命式・事業等説明・H26事業中間報告
- ②年 度 内 (3月17日) . . . H26事業見通し・H27当初事業計画

(2) 平成27年度以降 (H28以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6月10日) . . . H26事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月25日) . . . H27事業中間報告
- ③年 度 内 (3月24日) . . . H27事業見通し・H28当初事業計画

(3) 平成28年度 (参考)

- ①年度当初 (6月 8日) . . . H27事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月20日) . . . 任命式・事業等説明・H28事業中間報告
- ③年 度 内 (3月24日) . . . H28事業見通し・H29当初事業計画

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 任命しようとする者の氏名及び略歴

二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H26, 5, 16改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：（公社）みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H26, 4, 15）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができ
る者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた
ときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる
委員会の招集は公社理事長が行う。
2 会議においては、委員長がその議長となる。
3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞く
ことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に
関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会
議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

その他参考資料

- (1) 農地中間管理事業について (資料 9-1)
- (2) 宮城県における農地集積の状況
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する要望・意見
(農地中間管理事業に関する市町村等巡回訪問の結果)
- (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

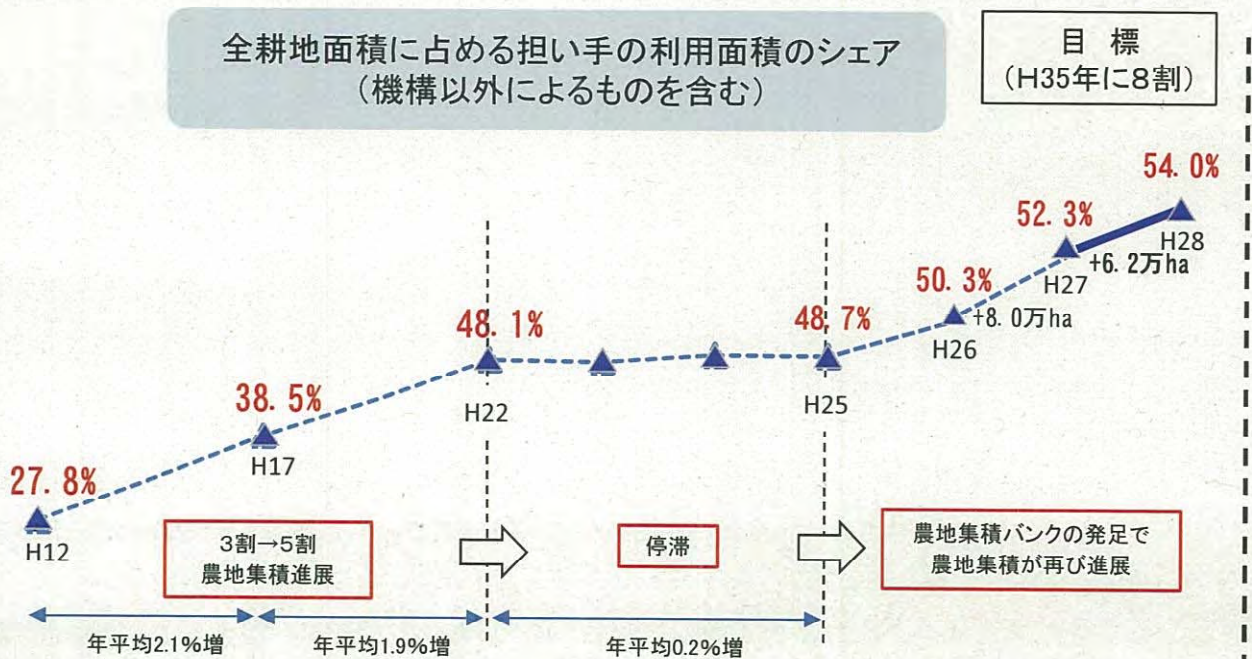
農地中間管理事業について

平成30年3月
経営局農地政策課
農地集積促進室

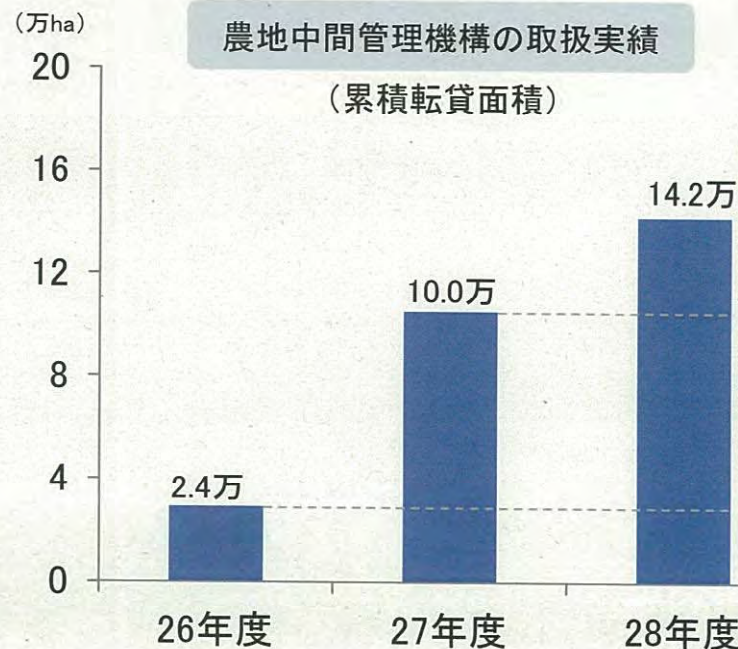
平成28年度の担い手への農地集積の状況

- 農地中間管理機構が活動を開始した平成26年度以降、**担い手の利用面積**（機構以外によるものを含む。）の**シェア**は再び上昇に転じ、**28年度には6.2万ha増加**。35年度目標（シェア8割）の達成に向け、**更なる加速化が必要**。
- 機構については、27年度までは容易に実績につなげられるケースを中心に活用されてきたが、これが一巡。28年度は**集積に向けた新たな取組の掘り起こしが必要**となっていたが、これが必ずしも十分でなかったところ。
- このため、今後は、
 - ① 農業委員会改革と連動した**地域の推進体制の強化**
 - ② 土地改良法改正を踏まえた**基盤整備との連携の強化**
 - ③ 機構事業の手續の煩雑さの解消など**5年後見直しに向けた検討**
 - ④ **所有者不明土地問題**についての政府全体としての検討の推進などを通じて機構の取組を更に加速化していく。

全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア
(機構以外によるものを含む)



農地中間管理機構の取扱実績
(累積転貸面積)



農地中間管理機構の都道府県別転貸実績

(ha)

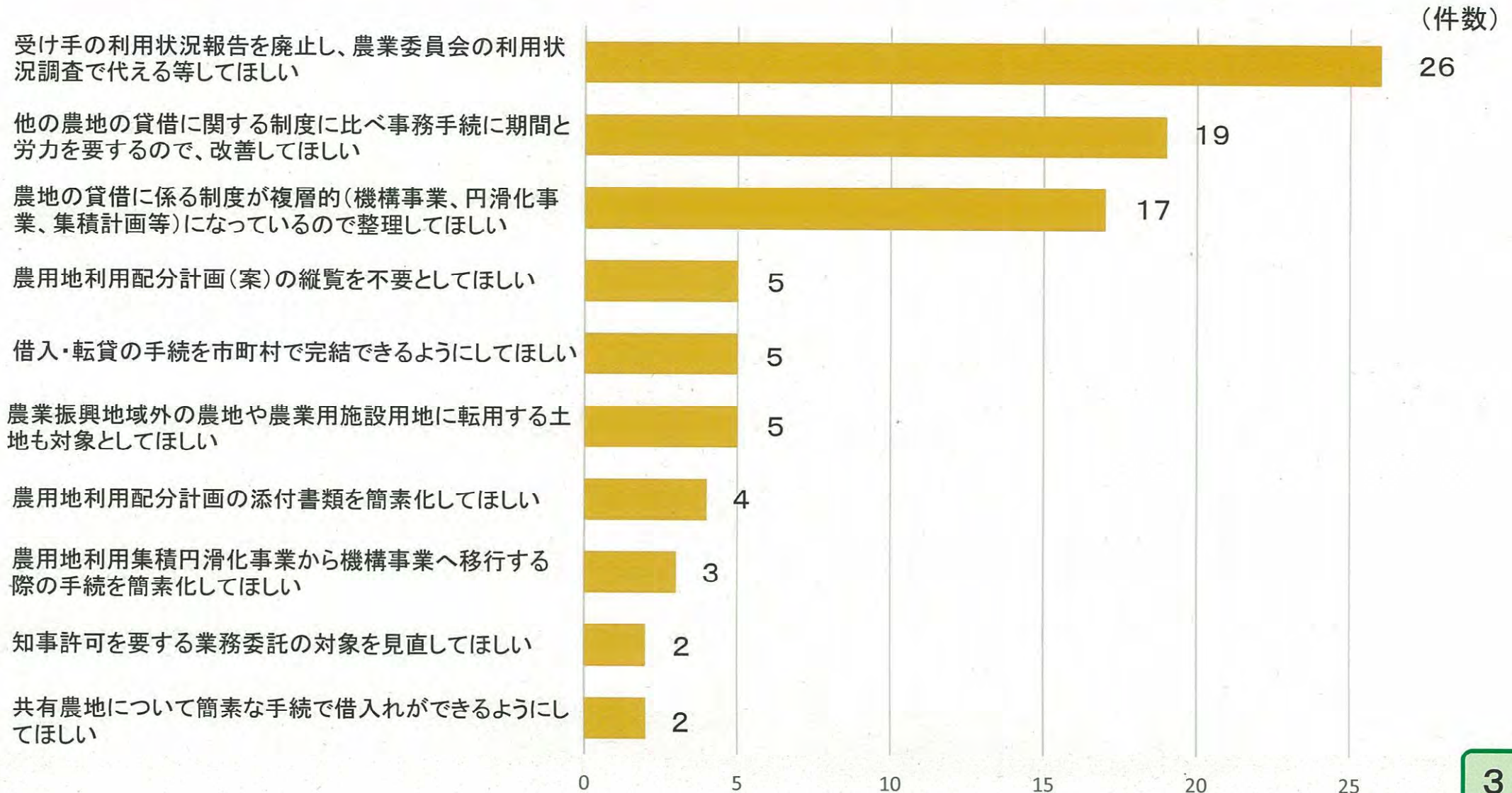
	平成28年 耕地面積	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年3月末 (ストック)
北海道	1,146,000	3,426	9,475	1,404	14,271
青森	152,300	445	1,813	1,369	3,627
岩手	150,800	2,359	5,222	3,134	10,497
宮城	128,500	450	2,905	2,150	5,397
秋田	149,000	1,049	3,679	3,120	7,848
山形	119,400	2,173	5,105	2,434	9,624
福島	143,200	644	2,576	1,428	4,031
茨城	169,200	348	3,557	1,681	5,502
栃木	124,200	363	1,249	1,050	2,613
群馬	70,900	80	373	516	964
埼玉	75,800	74	632	1,014	1,656
千葉	126,300	21	786	569	1,369
東京	7,000	0	2	5	6
神奈川	19,400	2	15	17	33
山梨	24,000	49	213	126	380
長野	108,000	210	1,469	638	2,247
静岡	67,100	15	440	406	848
新潟	171,300	1,830	4,021	3,659	9,383
富山	58,700	2,311	1,569	935	4,765
石川	41,800	319	1,350	835	2,504
福井	40,500	559	2,832	1,956	5,347
岐阜	56,700	939	2,756	1,281	4,934
愛知	76,300	54	479	454	974
三重	59,900	79	969	317	1,370

(ha)

	平成28年 耕地面積	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年3月末 (ストック)
滋賀	52,400	1,863	1,749	1,074	4,630
京都	30,800	93	773	293	1,159
大阪	13,100	2	36	24	60
兵庫	74,700	408	2,235	316	2,959
奈良	21,400	28	172	76	272
和歌山	33,300	11	56	103	165
鳥取	34,700	423	713	744	1,785
島根	37,200	445	900	554	1,898
岡山	65,900	89	506	346	925
広島	55,600	380	1,187	978	2,530
山口	48,100	704	1,472	1,136	3,257
徳島	29,500	38	81	107	215
香川	30,800	104	400	413	902
愛媛	49,900	24	179	41	243
高知	27,800	24	170	145	333
福岡	83,900	49	2,264	1,148	3,460
佐賀	52,600	32	1,403	191	1,626
長崎	48,000	547	1,421	770	2,718
熊本	112,000	182	1,893	556	2,579
大分	56,100	123	1,098	650	1,865
宮崎	67,600	374	1,898	1,062	3,314
鹿児島	120,400	148	2,761	1,955	4,836
沖縄	38,200	11	15	178	203
計	4,471,000	23,896	76,864	43,356	142,123

都道府県・機構からの制度改善に向けた御意見

○ 本年7月～8月に各都道府県・機構を対象に個別の意見交換を行ったところ、様々な改善提案や要望を頂いた。



農地中間管理機構と農地整備事業との連携強化

- 担い手への農地の集積・集約化を推進するためには、区画整理された農地など担い手が耕作しやすい農地の貸付けを進めることが重要であるため、農地整備事業（土地改良区）と機構との連携が不可欠。
- 機構の初年度（平成26年度）は連携が十分でなかったが、事業開始2年目となった平成27年度からは、機構モデル地区内の事業における農地整備事業予算の優先配分等の取組を推進した結果、連携が進展したところ。
- また、機構への農地の貸付けの増加が見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。このため、機構が借り入れている農地について、より迅速かつ効果的に事業を進められるよう、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない「機構関連基盤整備事業」を創設（土地改良法改正（本年9月25日施行））。
- 農地中間管理事業及び機構関連基盤整備事業の加速化等に係る知事要請を実施（29年7～11月。43府県で実施済。（北海道、東京都、神奈川県、沖縄県除く）

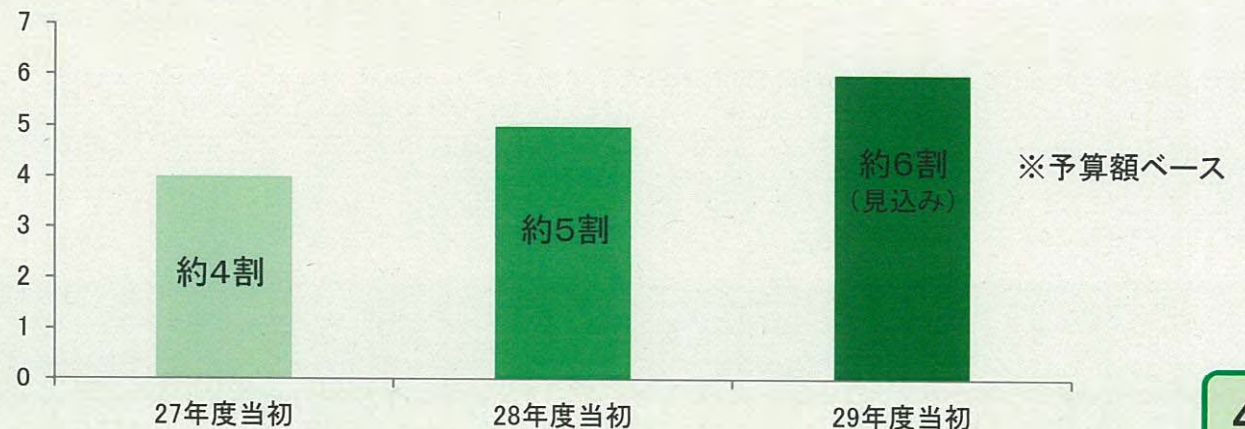
土地改良区への業務委託の状況

業務委託としては、出し手の掘り起こしや受け手とのマッチング、相談窓口、借受予定農地の現地確認などを委託。

	都道府県数
委託あり	7
委託なし	40

※平成29年3月末の状況

ほ場整備事業（公共予算）との連携率※



新しい農業委員会制度への移行

- 平成29年12月末時点で、1,133の農業委員会が新制度へ移行し、更なる農地利用最適化推進委員と機構との連携、農業委員会相互の連絡調整を行う県ネットワーク機構と機構の連携強化が必要。

【新しい農業委員会制度への移行状況】

	H28	H29	H30
新制度へ移行する 農業委員会数	287 (16.9%)	1,133 (66.5%) (12月末現在)	1,703 (100%)
農業委員数	4,023	19,152 (12月末現在)	22,900 (見込み)
推進委員数	3,732	14,109 (12月末現在)	20,700 (見込み)
合計	7,755	33,261 (12月末現在)	43,600 (見込み)

(旧制度下の農業委員数(参考)) (6,294) (28,305) (35,500)

【岐阜県】

- 岐阜県においては、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるため、県内の7市町9地区を県ネットワーク機構と機構連携するモデル地区として設定。
- 各地区において、県ネットワーク機構担当職員と機構の農地専門員を明確にした上で、アンケートによる農地の利用意向の把握等を実施。



【茨城県・茨城町農業委員会】

- 旧村5地区毎に農業委員、推進委員、担い手のほか、JA等の関係機関の参加も得て、「農地集積推進協議会」を設置。協議会毎にモデル地区と集積目標(各地区8ha)を設定した。
- また、農地の出し手と受け手の意向を確認するため、全モデル地区で平成28年11月～平成29年1月にかけて「営農意向調査」を実施。調査は、農業委員と推進委員が戸別訪問・直接面談することで、町内農地所有者100%、町外所有者についても80%の回収率となった。
- その上で、石崎地区では、高齢農家等の農地の出し手をリストアップし、農業委員と推進委員による働きかけを実施した結果、約53haの農地について農地中間管理機構を活用した集積(平成29年2月)に結び付けた。

都道府県別の各担い手の区分

	認定農業者 ※	認定新規 就農者 ※	基本構想水準 到達者	基本構想水準 到達者 ／認定農業者 [%]	集落営農法人
北海道	31,276	396	1,529	4.9%	24
青森	10,000	371	1,661	16.6%	101
岩手	7,098	157	961	13.5%	285
宮城	6,165	93	292	4.7%	500
秋田	10,363	223	163	1.6%	394
山形	10,070	281	931	9.2%	139
福島	7,832	204	1,138	14.5%	38
茨城	8,759	210	1,131	12.9%	87
栃木	8,136	174	897	11.0%	179
群馬	4,897	48	1,071	21.9%	5
埼玉	5,039	112	577	11.5%	36
千葉	6,249	206	1,060	17.0%	7
東京	1,581	28	164	10.4%	0
神奈川	2,064	91	354	17.2%	1
山梨	2,294	110	946	41.2%	0
長野	6,852	350	1,532	22.4%	57
静岡	5,303	165	5,205	98.2%	23
新潟	14,970	152	1,019	6.8%	135
富山	1,584	37	43	2.7%	200
石川	2,330	94	319	13.7%	111
福井	1,195	60	45	3.8%	265
岐阜	2,042	113	133	6.5%	83
愛知	4,675	223	1,352	28.9%	49
三重	2,144	70	100	4.7%	79

※ 他市町村で認定を受けている者を含む

	認定農業者 ※	認定新規 就農者 ※	基本構想水準 到達者	基本構想水準 到達者 ／認定農業者 [%]	集落営農法人
滋賀	2,816	56	67	2.4%	345
京都	1,227	132	472	38.5%	176
大阪	1,017	55	209	20.6%	7
兵庫	2,446	183	217	8.9%	475
奈良	1,051	68	176	16.7%	19
和歌山	3,109	105	1,178	37.9%	0
鳥取	1,152	123	368	31.9%	74
島根	1,222	108	94	7.7%	83
岡山	3,037	99	253	8.3%	55
広島	1,493	113	93	6.2%	9
山口	1,499	115	122	8.1%	8
徳島	2,108	160	1,822	86.4%	2
香川	1,655	150	350	21.1%	57
愛媛	4,564	251	578	12.7%	8
高知	3,097	159	1,303	42.1%	160
福岡	6,192	380	305	4.9%	232
佐賀	3,966	181	771	19.4%	401
長崎	5,817	96	602	10.3%	54
熊本	11,055	513	1,013	9.2%	282
大分	4,236	151	1,166	27.5%	113
宮崎	7,871	162	470	6.0%	13
鹿児島	8,069	428	1,941	24.1%	30
沖縄	1,509	310	1,327	87.9%	0
全国	243,126	8,066	37,520	15.4%	5,401

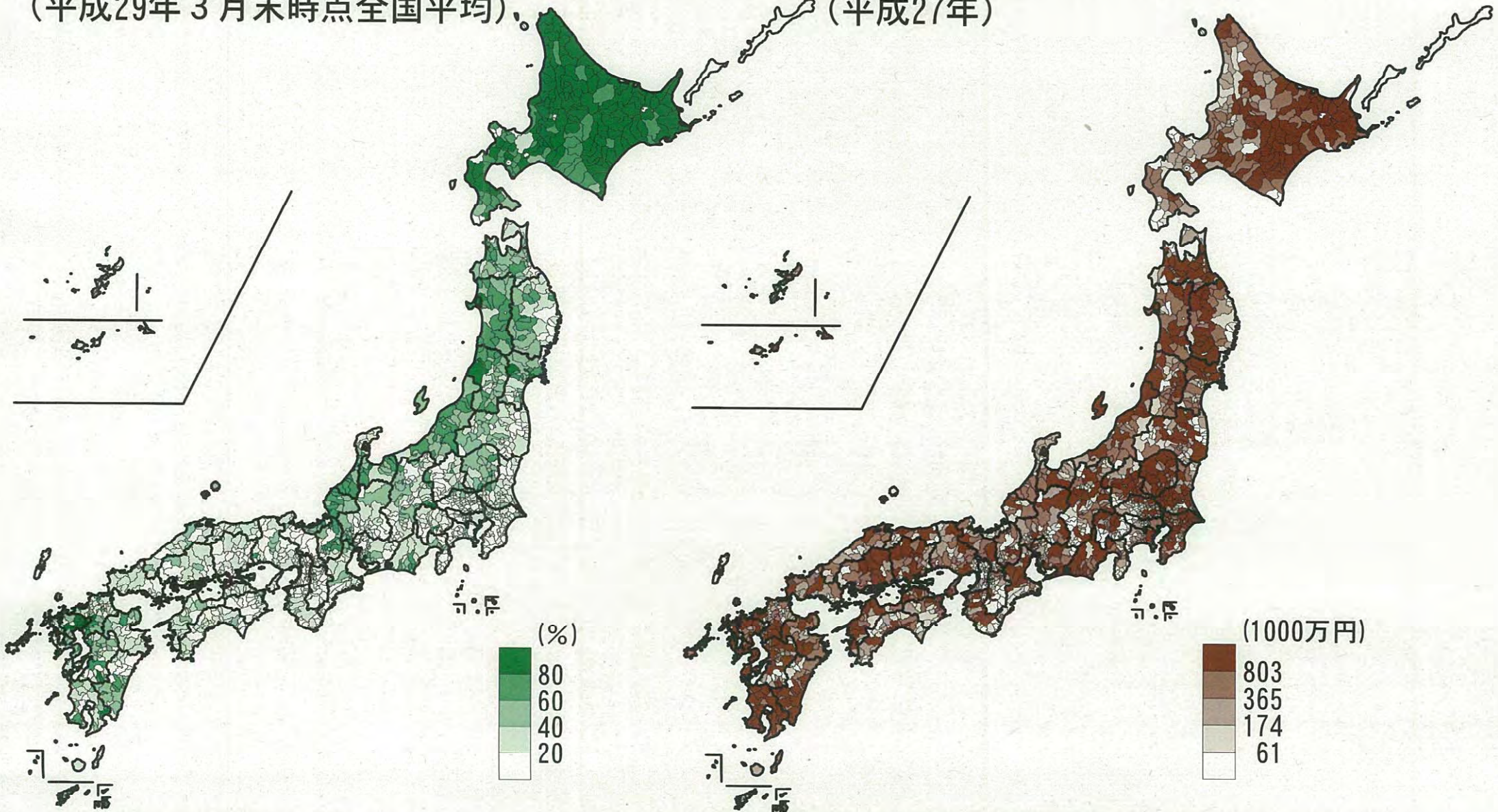
市町村別の農地集積と農業産出額の状況

集積率：54.0%

(平成29年3月末時点全国平均)

農業産出額

(平成27年)



※ 集積率を20%区分で色分け

※ 全市町村を農業産出額順に並べて、上位20%区分で色分け

宮城県における農地集積の状況

平成30年3月8日
宮城県農地中間管理機構

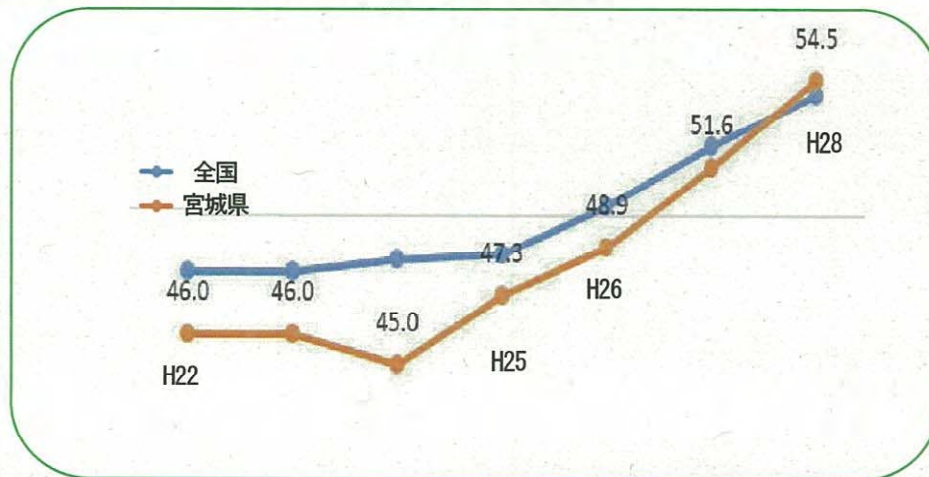
○宮城県の集積率は全国を下回っていたが、平成28年度に全国を上回る成果が得られた。

- ・ 全国の傾向と同様に平成26年度以降、担い手の利用面積は増加。
- ・ 平成27年度は顕著に増加したが、28年度29年度は鈍化傾向となった。しかし3年連続で2,000haを確保。
- ・ 震災復興に伴う沿岸部での農業再編に農地中間管理事業がよく活用された。

○今後は

- ①農地の集約化の促進
- ②農地整備事業との連携強化
- ③市町村・農業委員会との連携強化
- ④地域に応じた事業推進
- ⑤中山間地域における推進

等を重点に、農地の集積・集約を推進していく



市町村別農地集積の状況

平成30年2月23日現在

市町村	貸付累計件数	貸付累計面積 (ha)	機構力パー率 (%)	順位	市町村	貸付面積 (ha)	順位	市町村	機構力パー率 (%)	
1	白石市	4	4.0	0.1	1	登米市	899.0	1	七ヶ浜町	73.6
2	角田市	534	310.1	6.6	2	大崎市	817.0	2	岩沼市	46.3
3	蔵王町	34	26.0	1.1	3	栗原市	708.6	3	東松島市	17.2
4	七ヶ宿町	22	35.0	5.9	4	岩沼市	597.7	4	大郷町	14.3
5	大河原町	24	12.8	2.1	5	石巻市	503.2	5	色麻町	11.5
6	村田町	22	31.4	1.9	6	東松島市	432.2	6	名取市	10.8
7	柴田町	67	106.2	10.4	7	仙台市	406.9	7	柴田町	10.4
8	川崎町	33	34.8	1.7	8	色麻町	331.1	8	涌谷町	8.6
9	丸森町	25	155.9	4.8	9	加美町	327.0	9	松島町	8.2
10	仙台市	668	406.9	7.0	10	大郷町	312.8	10	仙台市	7.0
11	名取市	113	264.6	10.8	11	角田市	310.1	11	角田市	6.6
12	多賀城市	0	0.0	0.0	12	美里町	306.5	12	美里町	6.1
13	岩沼市	273	597.7	46.3	13	涌谷町	299.5	13	七ヶ宿町	5.9
14	亶理町	23	29.2	1.2	14	名取市	264.6	14	石巻市	5.4
15	山元町	38	65.3	5.3	15	丸森町	155.9	15	山元町	5.3
16	松島町	103	82.7	8.2	16	大和町	113.8	16	加美町	5.2
17	七ヶ浜町	195	87.5	73.6	17	柴田町	106.2	17	南三陸町	5.0
18	利府町	3	1.6	0.4	18	七ヶ浜町	87.5	18	登米市	4.9
19	大和町	25	113.8	4.5	19	松島町	82.7	19	丸森町	4.8
20	大郷町	62	312.8	14.3	20	気仙沼市	66.6	20	気仙沼市	4.7
21	富谷市	7	12.0	1.7	21	山元町	65.3	21	大和町	4.5
22	大衡村	15	23.9	1.7	22	南三陸町	49.8	22	大崎市	4.3
23	大崎市	426	817.0	4.3	23	七ヶ宿町	35.0	23	栗原市	3.8
24	色麻町	50	331.1	11.5	24	川崎町	34.8	24	大河原町	2.1
25	加美町	35	327.0	5.2	25	村田町	31.4	25	村田町	1.9
26	涌谷町	320	299.5	8.6	26	亶理町	29.2	26	川崎町	1.7
27	美里町	205	306.5	6.1	27	蔵王町	26.0	27	大衡村	1.7
28	栗原市	583	708.6	3.8	28	大衡村	23.9	28	富谷市	1.7
29	登米市	900	899.0	4.9	29	大河原町	12.8	29	亶理町	1.2
30	石巻市	500	503.2	5.4	30	富谷市	12.0	30	蔵王町	1.1
31	東松島市	348	432.2	17.2	31	白石市	4.0	31	利府町	0.4
32	気仙沼市	14	66.6	4.7	32	利府町	1.6	32	白石市	0.1
33	南三陸町	21	49.8	5.0	33	多賀城市	0.0	33	多賀城市	0.0
34	豊前町(該当なし)				34	豊前町(該当なし)		34	豊前町(該当なし)	
35	女川町(該当なし)				35	女川町(該当なし)		35	女川町(該当なし)	
県計		5692	7455.0	5.7						

